

こと。

- ・生活教諭制度を確立すること。

## ⑨男女平等

### 1) 政策決定過程への女性の参画

#### <政策目的>

- 政策や方針決定過程において、女性が積極的に参画できる体制づくりを行う。

#### <具体策>

- ・社会のあらゆる分野において、指導的地位に女性が占める割合「2020年30%」の目標を達成できるよう実行状況を検証すること。
- ・国・地方自治体・公共機関等は、女性活躍推進法に係る特定事業主行動計画に則って着実な目標達成をはかること。

### 2) 男女の自立・平等・共生の教育

#### <政策目的>

- 人権尊重を基盤にしたジェンダー平等社会を実現するために、学校をはじめ社会のあらゆる分野において連携をはかりつつ、ジェンダー平等を推進する教育・学習の充実をはかる。

#### <具体策>

- ・ジェンダー平等教育指針を策定し、学校教育全体を通してジェンダーの視点を位置づけたカリキュラムづくりをすすめること。教育課程や行事、校務分掌等をジェンダーの視点で見直し、「隠れたカリキュラム」やジェンダー・バイアスの是正にとりくむこと。
- ・管理職をはじめ教職員の男女共同参画やジェンダー平等に対する研修等のとりくみを着実に行うこと。
- ・ジェンダー平等の視点から、教科書の見直しや教材開発、学校の「性別で分けない名簿」をすすめるとともに、スクールセクシュアルハラスメントの防止にとりくむこと。
- ・性的マイナリティの尊厳を保障するための指針を作成し、施策に盛り込むこと。
- ・性の教育が充実するよう、研修の実施や実践資料集等の発行にとりくむこと。また政府は、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)の知識の普及や、望まない妊娠を防ぐ観点も含めた総合的な施策を推進し、生涯を通じた健康支援を行うこと。
- ・第4次男女共同参画基本計画にもとづき、男性中心の働き方等を前提とする労働慣行を見直し、男女がともに暮らしやすい社会の実現をはかること。また、生活上困難に陥りやすい女性が増加している中で働き方の二極化にともなう諸問題への対策をすすめるとともに、女性に対するあらゆる暴力の根絶にむけてとりくみを強化すること。

### 3) ジェンダーの視点に立った社会制度・慣行の見直し

#### <政策目的>

- 固定的性別役割分担意識を前提とした社会制度や社会構造を変革する。
- 人権を冒涜する性の商品化や暴力を許さない社会にむけたとりくみを推進する。

#### <具体策>

- ・性やライフスタイルの選択に中立な税・社会保障制度を確立すること。
- ・政府は、女性の人権と平等を確保するため、個人通報制度と調査制度を有する女性差別撤廃条約選択議定書を早期に批准すること。
- ・男女平等社会実現にむけて、「選択的夫婦別氏制度」の導入や「男女の婚姻適齢の18歳統一」「女性の再婚禁止期間の廃止」等、民法を改正すること。
- ・DVやストーカー行為などあらゆる暴力の根絶にむけて、予防教育の導入など、周知・啓発をすすめること。また、全都道府県でのセンターの設置など性犯罪・性暴力被害者支援体制整備等の強化にとりくむこと。

## ⑩ 平和、人権、環境、共生

### 1) 憲法理念の実現

#### <政策目的>

- 憲法前文・第9条を遵守し、「平和主義」を国際的に発展させる。

- 憲法は、国民の権利保障をはかるとともに国家権力の行使を制限する「立憲主義」にもとづくものであることをふまえ、「個人の尊厳」を重んじた社会を形成する。

- 第99条にもとづき、政府としてあらゆる政策に対して憲法を厳格に適用させる。

#### <具体策>

- ・平和で民主的な国家の形成は、教育の力によるものであることをふまえ、平和・人権・共生・民主主義の教育を推進すること。
- ・「集団的自衛権」の行使等を容認する閣議決定は、憲法の「立憲主義」「平和主義」に反することから撤回すること。また、集団的自衛権の行使を可能にする立法や条約・協定の締結を行わないこと。
- ・憲法の「立憲主義」「平和主義」に反する「安全保障関連法」は、廃止すること。
- ・憲法が保障する基本的人権を侵すおそれがある「テロ等組織犯罪準備罪(共謀罪)」、「特定秘密保護法」を廃止すること。